

定 例 会 議 会 議 録

開催日時	令和8年2月18日（水）午前10時00分～午後0時15分	
開催場所	特別会議室、公安委員会室	
区分	『全体会議』 議題・要旨	主管部
【報告事項】	<p>1 岩沼警察署新庁舎関係行事の概要について 岩沼警察署新庁舎の内覧会については、3月8日から10日までの間に行うこととしている。招待者については、公安委員会委員、関係機関及び団体の役員等を予定している。落成式行事については、4月23日に行う予定となっており、宮城県知事をはじめとした来賓に出席をいただくこととしている。式次第等については、昨年栗原警察署の開署式を行ったときと同様に新庁舎前でテープカットセレモニー等を行い、その後庁舎内に移動して来賓の祝辞等を予定している。</p> <p>2 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布及び施行について 昨年末に改正ストーカー規制法が公布となり、既に一部を除き施行されている。県内のストーカー事案の相談等の件数については過去5年間で減少傾向となっている。全国でも県内と同様の傾向にあったが、昨年全国では対前年比で約17%増加した。改正の経緯については平成12年に本法律が制定され、今回4回目の改正となる。主な背景として、紛失防止タグがストーカー行為に悪用される事例が増加していること、また、昨年の川崎市内におけるストーカー事案を受け、時期を失せず、行政措置を行う必要があることなどを受け、改正されたものである。主な改正内容については、</p> <p>(1) 紛失防止タグによる位置情報取得等の規制 令和3年の法改正で、衛星信号を受信し、位置情報を特定するいわゆるGPS機器等を無断で取り付けたり、位置情報を取得する行為が規制対象となったが、近年、Bluetooth電波を利用する紛失防止タグを悪用したストーカー行為が増加しこれらの装置については規制対象外であった。実際県内でも紛失防止タグを使用したストーカー相談件数が年々増加しており、そうした現状を受け今回紛失防止タグにより位置情報を取得する行為及びこれらを取り付ける行為が規制対象に追加されたものとなる。</p> <p>(2) 職権による警告の追加 川崎市内におけるストーカー事案では被害者からの申出を受けられなかったため、警告を実施する時期を失したという経緯があったことから、申出を必須要件とせず、警察本部長等の判断により、職権での警告を可能とした。また警告を実施した際の被害者への通知も義務づけられた。</p> <p>(3) 被害者に対する援助 改正前から国や地方公共団体、関係事業者、地域住民が被害者に対する援助に努めることとされていたが、今回の改正で被害者が学生であれば、学校の長、会社等に雇用されている者であれば、その雇用主が援助の主体に加えられた。これは例えば、ストーカー行為等を認知した場合などに、警察への通報や警察官が臨場するまで一時的に保護したり、雇用主であれば、被害者の勤務地や勤務時間の変更、学校や会社のホームページ等に被害者に関する内容を掲載しないなどの配</p>	<p>警 務 部</p> <p>生活安全部</p>

慮を行うように努めることを義務づけたものとなる。

(4) 禁止命令等を行う公安委員会等の追加

改正前は、発生地を管轄する公安委員会等及び行為者または被害者の現在の住所を管轄する公安委員会等が、禁止命令等を行う主体とされていた。しかし、ストーカー事案の認知後、被害者が転居した場合には転居先を管轄する公安委員会が新たな主体となり、すでに相談等を受理していた公安委員会は、現に被害者の住所を管轄していないため、禁止命令等を行うことができなくなるという事態が発生していた。そこで今回の改正により、当該行為が行われたときには、住所、もしくは居所の所在地を管轄する公安委員会等を禁止命令等の主体に追加することで、このようなケースでも対応できることとなった。

(5) 被害者に係る一定の情報の提供の禁止

探偵業者等の第三者から被害者の住所等の情報を入手してストーカー行為が行われている現状を受け、情報を提供しないように求めることができると規定された。以前からストーカー行為等を行う者であることを知りながら、情報提供することは禁止されていたが、今回の改正により、被提供者が禁止命令または警告を受けた者である場合には、当該人物がストーカー行為等をする恐れがある者であることを探偵業者等に通知した上で、保有している被害者の情報提供を行わないように求めることができるとされたものである。

であり、改正の1点目から4点目はすでに昨年12月30日に施行され、5点目のみ本年3月10日施行予定である。これら改正内容について職員に周知徹底を図りながら、ストーカー事案の適切な対応に努めてまいりたい。

委員：改正の2点目で職権により柔軟に対応が可能となったのはいいことだと思うが、緊急の場合には口頭でこれを行うようなイメージでいいのか。

生活安全部長：この警告はあくまで文書による警告である。改正前は文書警告には被害者等の申出が要件であったため、逆恨みや温情等により被害者等がそれをちゅうちょした場合には文書警告できなかったが、今回の改正により、危険性が認められる事案については職権で警告をすることが可能となったものである。

委員：改正の4点目について、これまでは現住所等を管轄する公安委員会でなければ禁止命令がかけられなかったものを違反行為時の住所等を管轄する公安委員会で行うことができるようになり、転居前後の警察で連絡を取りながら、転居後も連携してこれを実施していくというイメージでいいか。

生活安全部長：実際に多いケースではないが、改正前は被害者等が転居した場合、引継をして転居先の公安委員会から禁止命令等を行っていたものを、タイムラグが生じるので元々相談を受けていた際の住所を管轄する公安委員会でも転居後も禁止命令等を実施することが可能となったものである。

委員：紛失防止タグの性能はどの程度なのか。

生活安全部長：性能は高くピンポイントで位置情報を取得する。例えばGPS機器であれば衛星からデータを取得して位置を特定するが、これは付近にいる他人のスマートフォンの位置情報から取得するものなので

特に繁華街や市街地などでは細かく位置情報が取得できる。反対に山間部などでは位置情報が取得しにくい。過去にはそれがぬいぐるみの中に仕込まれていた事案もあった。

本部長：意外と知らないうちにバッグ等の中に忍び込まされているというものもあり、例えば行為者が街中で気に入った人を見かけた場合にエスカレーターなどでそのバッグ等の中に入れるというもので、それを知らない人であれば位置情報が取得されていることに気付かない可能性もある。

生活安全部長：スマートフォンには紛失防止タグに接続したことを通知できる設定があるので、防御対策は可能となっている。

委員：ストーカーの相談件数が減っているのはなぜか。

生活安全部長：本県では令和5年に大幅に減少しているが、これは相談内容のうち、ストーカー等にかかる住基ブロックの延長を行う場合の相談を全国的な水準に合わせて計上しないこととしたためである。また、宮城県はストーカー等の相談件数が全国的に上位となっているが、これはストーカー事案の定義を広く捉えて認定しているためである。

委員：県警が適切に対応していることは個別報告で受けており、今後もこの姿勢を貫いていただきたい。

生活安全部長：承知した。

3 第7回宮城県警察サイバーセキュリティ競技大会の開催結果について

生活安全部

本大会は、警察組織全体にサイバーセキュリティの必要性を浸透させるとともに、警察職員のサイバー空間の脅威への対処能力向上やサイバー犯罪等に必要な知識技能を有する人材の発掘を目的として、令和2年から毎年1回開催しており、令和6年からは、一般と若手部門に分けて開催している。競技はサイバー犯罪捜査に必要な知識や技能を問う問題に対して、インターネット上の情報などを活用するなどして、正答数と解答時間の速さを競うものである。一般部門については、予選競技と決勝競技に分けて開催し、予選競技はオンライン形式で開催し、本部所属及び警察署から50チーム100名が出場、上位10チーム20名が決勝競技に臨んだ。決勝競技の問題は、予選競技よりも難易度を高くし、高度なログ精査やパスワード解析など、専門的な知識のほかにも、予測やひらめきが求められる問題を出題した。競技結果については、優勝が遠田警察署、2位古川警察署、3位本部地域部という結果であった。若手部門については、拝命5年以内の職員を対象としたもので、オンライン形式で実施した。警察署の地域課や生活安全課などに所属する拝命5年以内の警察官24名が出場し、パソコン上に表示される問題について、正答数と解答時間の速さを競った。その問題の内容は、インターネット上の情報検索や画像の位置特定など、サイバー捜査に関する基礎知識を問う問題を出題している。競技の結果については、優勝が岩沼警察署地域課の女性巡查長、第2位泉警察署地域課の男性巡查、第3位大河原警察署地域課の男性巡查であり、入賞者に対する表彰を実施した。本競技大会に出題した問題については、全職員に共有を図るため、eラーニングシステムに搭載しているほか、電子掲示板で解説を行い、県警察全体の対処能力の向上を図ることとしている。

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 苦情の受理について 2 宮城県公安委員会における個人情報の管理に関する規程の制定について 3 職員派遣に伴う知事に対する協議について 4 審査請求の受理及び裁決案について 5 飲食店営業者に対する飲食店営業の営業停止命令について 6 少年指導委員の委嘱及び告示について 7 JR気仙沼線BRTにおける特定自動運行の許可について 8 宮城県道路交通規則の一部改正について 9 地域交通安全活動推進委員の辞職及び委嘱の上申について(2件) 10 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	総 務 課 総 務 課 警 務 課 監 察 課 生活安全企画課 少 年 課 交 通 企 画 課 交 通 企 画 課 交 通 企 画 課 運 転 免 許 課
【 報 告 事 項 】	1 警察に対する苦情について(令和8年1月末現在) 2 令和8年度新設信号機設置箇所を選定について	広 報 相 談 課 交 通 規 制 課